

## 労働安全・健康に関する規制基準

### 規制基準 NR-5 事故予防社内委員会(CIPA)

#### 目的

5.1. 事故予防社内委員会 (CIPA)は、労働と労働者の生命保護と健康促進を恒久的に互換性を持たせるために、労働に起因する事故および病気の予防を目的としている。

#### 設立

5.2. 民間企業、公共企業、共同出資会社、直接・間接管理機関、慈善団体機関、レクリエーション協会、組合、およびその他従業員として労働者を雇用している機関では、CIPA は事業所ごとに設立され、適切に機能していること。

5.3. 本 NR(規制基準)に記載されている条項は、必要に応じて特定経済部門の規制基準(NR)に定められている条項に準じて臨時(一時的)従業員、及び業務委託機関に適用される。

5.4. 同一市内の二つ以上の事業所がある会社は、労働安全・健康に関する方針を一致させる目的で、場合によっては CIPA と指示系統の統合を保証すること。

5.5. 商業・工業センター内にある会社は、センターの管理者の参加のもと、CIPA の委員または任命者によって共有環境・設備に起因する事故・病気の予防活動の展開推進を目的とした統一手段を設定すること。

#### 組織

5.6. CIPA は、特定経済部門への規範的行為の規制変更を除いて、本 NR(規制基準)の表 I に記載されている会社の規模に従った数の、雇用主と雇用者の代表者で構成される。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- 5.6.1. 雇用主代表者は正規、補欠ともに会社から指名される。
- 5.6.2. 雇用者代表者は正規、補欠とも、所属する労働組合に関係なく、希望する立候補者の中から無記名投票によって選ばれる。
- 5.6.3. 特定経済部門への規範的行為の規制変更を除いて、本 NR(規制基準)の表 I に記載されている会社の規模に従った数によって、CIPA の正規、補欠委員は投票数の多い順となる。
- 5.6.4. 本 NR(規制基準)の表 I に当てはまらない事業所の場合、会社は本規制基準の目的を遂行する責任者を任命し、集団交渉によって従業員の参加方法を採用することが出来る。
- 5.7. CIPA に選出された委員の任期は 1 年であって、再選が認められる。
- 5.8. 事故予防社内委員会の委員に選出された従業員を立候補登録日から任期終了後 1 年間は正当な理由なしによる解雇ができない。
- 5.9. 労働法約(CLT)の 469 条第 1、第 2 項の記載事項を除いて、CIPA の委員に会社の通常業務と違った労働条件を与えてはならない、また本人の承諾なしに他の事業者への移籍は出来ない。
- 5.10. 雇用主は、雇用主の 任命者が CIPA によって検討される労働安全・健康に関する討議と対策の提案をするために必要な表現を保証すること。
- 5.11. 雇用主は雇用主代表者の中から CIPA の委員長を指名し、雇用者代表者は正規委員の中から副委員長を選ぶ。
- 5.12. 指名及び選出された CIPA の委員は、前委員会の任期が終了した稼働日翌日 1 日目に就任すること。
- 5.13. CIPA の委員の総意によって、委員の中から、または雇用主の了解をとって委員以外から 1 名の事務局員とその代行員を指名する。
- 5.14. CIPA 委員が就任した後、会社は労働・雇用省の地方事務所に 10 日以内に選挙と就任の議事録のコピーおよび、年間定例会議カレンダーを届けること。
- 5.15. 労働・雇用省の地方事務所に届け出た後は、事業所の活動が停止する場合を除いて、会社の従業員の数が減少してもその委員の任期が終了するまで雇用主によって CIPA の委員の数を減らすことも、活動を停止することも出来ない。

## 役割

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA  
Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080  
TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591  
hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

5.16. CIPA には次の役割がある:

- a) 出来るだけ多くの従業員の参加と、SESMET(労働安全・医療部門)がある場合は SESMET のアドバイスを受けて、作業工程でのリスクの抽出、リスクマップの作成;
- b) 労働安全・健康問題解決の予防行動が可能な活動計画の作成;
- c) 必要予防対策の導入と効果管理および、作業現場での活動の優先順位評価への参加;
- d) 労働者の安全・健康にリスクをもたらす状況の抽出を目的とした作業環境と条件の定期的確認の実施;
- e) 会議毎に、活動計画に定められた目標の達成状況の評価および、抽出されたリスク状況の協議の実施;
- f) 労働安全・健康に関する情報の従業員への伝達;
- g) 雇用主の主催による労働者の安全・健康に関連した作業プロセス環境の変化によるインパクトの評価協議に、SESMET(労働安全・医療部門)がある場合は SESMET と一緒に参加する;
- h) 労働者の安全・健康に重大なまたは、切迫したリスクのあると判断された機械または職場の停止を SESMET(労働安全・医療部門)がある場合は SESMET にまたは、雇用主に申請する;
- i) PCMSO(職業病と健康管理プログラム)、PPRA(環境予防計画)や、その他の労働安全・健康に関連するプログラムの導入と展開に協力する;
- j) 労働安全・健康に関する規制基準、調停や集団労働協定等の条項の遂行の伝達や啓蒙をおこなう;
- k) 記載なし(とんでいる)
- l) SESMET(労働安全・医療部門)がある場合は SESMT と一緒にまたは、雇用

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

主と労働災害と病気の原因分析に参加し、抽出された問題の対策方法を提案する;

m) 労働者の安全・衛生に障害となる問題に関しての情報を雇用主に依頼し、分析する;

n) 発行された CAT(労働災害報告書)のコピーを会社に依頼する;

o) SESMET(労働災害・医療部門)がある場合は、SESMET と一緒に毎年 SIPAT(社内労働事故予防週間)の活動をおこなう;

p) 会社と一緒に、毎年 AIDS 予防キャンペーンに参加する。

5.17. 雇用主は CIPA の委員に活動計画に沿った役割を行う為の十分な時間を保証し、任務を遂行するのに必要な手段を提供すること。

5.18. 従業員は:

a) 従業員の代表者の選挙に参加する;

b) CIPA の運営に協力する;

c) リスク状況と作業条件改善の提案を CIPA、SESMET または雇用主に示す;

d) 作業による事故や病気の予防に関する提案を作業環境の中で観察し取り入れる。

5.19. CIPA 委員長は:

a) CIPA の委員に CIPA の会議への招集を行う;

b) CIPA の会議を統率し、委員会の決定を雇用主や SESMET がある場合は SESMET に提示する;

c) CIPA の活動内容を雇用主に報告維持する;

d) 事務局の活動を調整し監督する;

e) 権限を副委員長に委任する;

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

5.20. 副委員長は：

- a) 委任された任務の遂行；
- b) 委員長が業務を出来ない場合または短期休職する時に、委員長を代行する；

5.21. CIPA 委員長と副委員長には一緒に次の役割がある：

- a) CIPA の活動の展開が可能な条件を整えられるよう世話をする；
- b) 提起された目的が確保せきるように、CIPA の活動を調整し監督する；
- c) CIPA の委員に役割を委任する；
- d) 必要な時は、CIPA と SESMET の関係を推進する；
- e) CIPA の決議を事業所内の全従業員に知らせる；
- f) CIPA の決議の再考慮依頼を提示する；
- g) 選挙委員会を設立する。

5.22. CIPA 事務局の役割：

- a) CIPA の会議に同席し、議事録を作成、出席した委員に提示して承認と署名を取る；
- b) 連絡書を準備する、そして
- c) 協議によるその他の内容。

## 活動

5.23. CIPA は事前に決められたカレンダーに従って、月度定例会議を開催する。

- 5.24. CIPA の定例会議は会社の就業時間内に適した場所で行う。
- 5.25. CIPA の会議は議事録を作成し出席委員の署名を取り、コピーを全委員に配布する。
- 5.26. 議事録は事業所荷に保管され、労働監査官－AIT－に見せられるようになっている。
- 5.27. 次のような場合は臨時会議を開催すること：
- a) 重大なリスクの状況打ち上げがあって、緊急是正措置実施決定が差し迫っている場合；
  - b) 致命的、または重大労働事故が発生した時；
  - c) 代表者から緊急な依頼があった場合。
- 5.28. CIPA の決議は優先的に同意による。
- 5.28.1. 同意がもらえない場合、または直接および仲介者による交渉が成り立たなかった場合は、これらの事実を議事録に記載した上で議決の方法を採用する。
- 5.29. CIPA の決議は、理由付き申請書によって、再考慮依頼が出来る。
- 5.29.1. 再考慮依頼書は委員長と副委員長が必要な手続きを実行して、次回の定例会議までに CIPA に提出され、論議される。
- 5.30. 正規委員が理由なしに定例会議に 4 回以上欠席すると任期がなくなり補欠と入れ替えられる。
- 5.31. 任期期間中に委員の恒久的空席が発生した場合は、選挙議事録の記録に従って、得票数の多い順番に従った補欠から補充される。雇用主はその変更と理由を労働・雇用省の地方事務所へ報告しなければならない。
- 5.31.1. 委員長の恒久的不在の場合、雇用主は稼働日 2 日以内に優先的に CIPA の委員の中から代行者を指名する。
- 5.31.2. 副委員長の恒久的不在の場合、従業員代表者の正規委員が稼働日 2 日以内に正規委員の中から代行者を選出する。

## 教育

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA  
Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080  
TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591  
hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

5.32. 会社は CIPA の正規、補欠メンバーに就任前に教育を実施すること。

5.32.1. 第一回目の任期の CIPA への教育は、就任日から数えて 30 日以内に実施すること。

5.32.2. 添付の表 I に適合しない会社は、本規制基準の目標を達成する為の任命者への教育を毎年行うこと。

5.33. CIPA の教育は最低下記項目が盛り込まれていること：

- a) 作業条件と、生産工程に起因するリスクなど環境の検討；
- b) 労働災害・病気の検証と分析手法；
- c) 会社内に存在するリスクにさらされて発生する労働災害・病気に関する基礎知識；
- d) 後天性免疫不全症候群－AIDS－に関する基礎知識と予防方法；
- e) 労働安全・衛生に関する労働・社会福祉法律についての基礎知識；
- f) 労働衛生・医療と、リスク管理手段の一般的概念；
- g) CIPA の組織と委員の役割遂行の必要なその他の事項。

5.34. 教育時間は 20 時間、1 日最大 8 時間に分けて、会社の通常就労時間帯で行うこと。

5.35. 教育は教育科目に関して知識を持っている会社の SESMET、企業者機関、労働者機関、または専門家によって行うことができる。

5.36. 教育を実施する機関、講師は会社が選択するのであるが、CIPA は実施される教育、教育を行う機関、講師に関して聞くことができました、発言内容が議事録に記載される。

5.37. 教育に関する規定事項を守れなかったことが証明できた場合は、労働・雇用省の千穂王事務所が補充教育または、別の教育を実施するように決めることができ、会社がこの決定の通達を受けてから最大 30 日以内に実施しなければならない。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

## 選挙プロセス

5.38. 雇用主が当期 CIPA の任期が切れる 60 日前に、CIPA の雇用者の代表者を選択する選挙の告示をする責任がある、

5.38.1. 会社はカテゴリーの労働者組合への選挙プロセス開始を通知する仕組みを設定すること。

5.39. CIPA の委員長と副委員長は選挙の 55 日前に CIPA の委員による選挙委員会 –CE– を設定すること、この委員会は選挙プロセスを組織し、監視する責任がある。

5.39.1 CIPA のない事業所は、選挙委員会は会社によって設立される。

5.40. 選挙のプロセスは下記の事項に従うこと:

a) 選挙から45日前に、アクセスが容易で見やすい場所に選挙公示の発表と啓蒙を行うこと:

b) 立候補、選挙は個人別で、立候補受け付けの期間は最低 15 日前であること;

c) 働く職場や場所に関係なく事業所のすべての従業員は、立候補受け付け証明書を受領して自由に立候補できる:

d) 全ての立候補者は選挙が終わるまで、雇用の保証がある:

e) CIPA が存在する時は、任期が切れる最低 30 日以内に選挙を実施すること:

f) 選挙は通常出勤日で、各直の時間を考慮してより多くの従業員が参加できる時間帯で行うこと:

g) 無記名投票:

h) 開票は、選挙委員会が決める人数の雇用主と雇用者の代表者の立ち合いのもと、通常就労時間に行うこと:

i) 電子投票手段による選挙は認可されている;

j) 会社は最低 5 年間の選挙に関する全ての書類を保管すること。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br



- 5.41. 選挙への参加が従業員の 50%を下回った時は、投票の開票はおこなわず、選挙委員会は 10 日以内に再度選挙を行うように準備すること。
- 5.42. 選挙プロセスにおける訴えは、新しい CIPA の委員の就任から最高 30 日以内に労働・雇用省の地方事務所に届け出なければならない。
- 5.42.1. 選挙プロセスの不正の確認、是正、および事情によっては選挙の無効を決定する権限は労働・雇用省の地方事務所である。
- 5.42.2. 無効の場合は、会社は無効の通達を受け取った日から5日以内に、前の立候補受け付けを保証して、新しい選挙を公示しなければならない。
- 5.42.3 CIPA の委員の就任前に無効となった場合は、従来の委員の任期を選挙のプロセスが完了するまで延期できる。
- 5.43. 投票数の多い順番に正規委員、補欠委員となる。
- 5.44. 同票数の場合は、事業所での勤務年月の長い人が委員になる。
- 5.45. 後ほど補欠の空席が出た場合の任命が可能なように、投票され、落選した立候補者は投票数の多い順番に従って選挙、開票議事録に記載されること。

### **契約業者と請負業者**

- 5.46 請負業者やサービス提供会社に関しては、本規制基準を適用する目的において、それぞれの従業員がそれぞれ仕事を行っている場所を事業所として考慮する。
- 5.47 同じ事業所で二つ以上の会社が業務をおこなっている時は、契約業者 CIPA または任命者は、請負業者または任命者と一緒に、全ての労働者が事業所にある CIPA の決定に関しての統合し参加する仕組みを決めること。
- 5.48. 契約業者と請負業者が同じ事業所で業務をおこなう時は、事業所で働く全ての労働者の安全と健康の保護を同じレベルを保証するために本規制基準の労働災害、健康の予防対策を全て取り入れなければならない。
- 5.49. 契約業者は、事業所で働く請負業者の CIPA、任命者と、その他の労働者が働いている環境に存在するリスクとその適切な保護方法に関しての情報を受けるための必要な手段を採用しなければならない。

**SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA**

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi\_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

5.50. 契約業者は、事業所での請負業者が労働安全と健康の方法を守っているか監視するのに必要な手段を導入すること。

## **最終規定**

5.51. 本規制基準は特定の通達事項による交渉によって充実することが出来る。

## **添付資料**

CIPA の規模

経済活動の国内分類

経済活動の国内分類と CIPA の規模